

課外活動団体の皆さんへ

大阪大谷大学危機対策本部

課外活動の再開について（第二段階）

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少しているなか、本学として感染防止対策を講じたうえ、第二段階として、課外活動の再開（部・委員会のみ）を条件付きで許可します。各団体においては、新型コロナウイルスの脅威に対する高い意識を持ち、引き続き感染予防対策に努めてください。

なお、活動に際しては、事前に課外活動実施計画書等（下記「提出書類について」参照）を学生課に提出し、活動の許可を得る必要があります。ただし、引き続き宿泊を伴う合宿や食事を伴う交流会等は許可しません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、活動が中止となることがありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

1. 活動開始時期及び活動時間について

10月15日（木）から、条件付きで全課外活動団体の活動を認めることとします。ただし、活動については下記の活動条件を遵守のうえ行ってください。活動時間は、下記の時間帯とします。（強化クラブ及びスポーツ推薦対象クラブと同様とします。）

平日（月・火・木・金）： 7時から9時まで、16時40分から20時30分まで
平日（水）： 7時から9時まで、15時から20時30分まで
土日祝： 7時から20時30分まで

※上記時間内の、原則4時間以内で活動してください。

※暦では祝日となっても、本学の授業日であれば平日とみなします。

【活動条件】

1. 保護者の同意確認

活動への参加については、学生本人の意思を尊重すること。また、保護者の意思については、学生を通じての確認や、同意書の提出を求めるなど、各部の活動内容を考慮して適切と思われる手段を用いて同意確認を得ること。指導教員（顧問）は、活動に参加しない学生が不利益を被らないよう配慮すること。同居家族等に重症化のリスクが高い方がいる学生は極力活動に参加しないこと。

2. 健康チェックの徹底（クラブごとに一覧表の提出）

参加学生は、自宅での検温を徹底し毎日必ず記録すること。体温が37.5℃以上の場合やだるさ、風邪に似た症状がある場合は自宅待機とする。また、少しでも体調に不安がある時は活動に参加しないこと。練習や活動中、少しでも体調に不安が見られた場合は速やかに帰宅すること。

3. 活動報告

参加学生の学籍番号と氏名及び活動内容を記録し、毎活動終了後、速やかに学生課に報告すること。学内に入構する外部の方の体調管理についても部が徹底して行い、速やかに学生課に報告すること。

4. 感染防止対策の徹底

- ① マスクの着用、手洗い・うがいの徹底、換気や密集の回避など感染防止対策を可能な限り講じること。
- ② 移動時にはマスクを着用し、公共交通機関の混雑を避けて登下校すること。
- ③ 空気の循環が悪い施設の使用は不可とし、屋内で活動を行う場合は30分に1回以上は5分以上の換気を行うこと。
- ④ 更衣室等の混雑を回避できるよう時間設定の工夫や部屋の確保を行うこと。特に部室等の閉鎖的空間で同時に多人数が更衣したり、長時間留まったりしないよう計画する。更衣のための空き教室が必要な場合は学生課に問い合わせること。
- ⑤ 用具等は使用前および使用後にできる限り消毒すること。
- ⑥ タオルの共用やドリンク類の回し飲みはしないこと。
- ⑦ 普段以上に栄養や休養をしっかりととること。
- ⑧ 学内での活動において、可能ならば指導教員（顧問）の立ち合いの下、行うこと。また、学外活動については指導教員（顧問）の付添いは必須。
- ⑨ シャワー室の利用は原則禁止。
- ⑩ 活動前後や活動中にかかわらず、三密を回避し、ソーシャルディスタンス（1.5メートル以上）を保つこと。
- ⑪ 部室内には同時に3名以上入室しないこと。

提出書類について

- 「課外活動実施計画書」

「活動願」一枚につき一枚を添付してください。

- 「学内活動願」もしくは「学外活動願」

活動の5日前までに学生課窓口に提出してください。

- 「参加者名簿」

「活動願」一枚につき一枚を添付してください。

○「体調管理表」

活動終了後、速やかに学生課窓口へ提出してください。活動参加者の中に来学できる者がいない場合は、学生課に相談してください。土日祝の分は、次の平日にまとめて学生課窓口へ提出してください。

施設使用について

- 他団体との施設の共有は不可とします。
- 施設の予約については、活動の一ヶ月前から開始します。
- 期間内の施設予約は原則先着順に決定します。

活動について

- 提出書類がすべて提出された後、学生課内で検討します。学生部長名で許可したのみ活動可とします。
 - 活動が認められなかった場合は学生課から代表者に連絡します。
 - いかなる理由があれ、学生部長の許可がない活動は禁止します。部室内でのミーティングや学外での集会等を問わず、行っていることが発覚した場合は直ちにクラブ活動を停止します。
- ・認められない活動の例
- 提出書類や面談等で感染対策が十分に講じられておらず新型コロナウイルスに対する回避意識が低いと判断された場合
 - オンラインで行うことができる活動を対面で行う場合
 - 不特定多数の人が参加する活動を行う場合
 - 活動を行う中で上記の課外活動条件及び自らが策定した計画書の感染対策を違反する行為が見られた場合
 - 提出期限を過ぎた書類は受け付けません。

以上